



担 当	埼玉労働局総務部企画室	
	室長	吉原 和子
	室長補佐	洪沢 修一
	(電話)	048-600-6201

「平成26年度労働行政運営方針」を策定しました！

～全員参加の社会を目指し、安心して働き続けられる環境整備を図るために～

埼玉労働局（局長 代田雅彦）は、今般、「平成26年度埼玉労働局労働行政運営方針」を策定しました。

今年度の労働行政運営方針では、全ての人材が能力を発揮できる「全員参加の社会」の実現にむけた施策の推進やすべての労働者が健康で安心して働き続ける社会を目指した施策の推進を図るために、地域の総合労働行政機関としての機能及び国の機関として全国ネットワークを有する長所を発揮しつつ、計画的・効率的かつ地域に密着した行政を展開していくこととしています。

また、埼玉労働局では、労働行政運営方針の内容を、事業主をはじめ関係する方々に理解していただくため、「労働行政のあらまし」を作成し、あらゆる機会に周知していくこととしています。

なお、この労働行政のあらましは、「埼玉労働局ホームページ (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)」に掲載しています。